



輝け 未来へ 中番校

No one will be left behind



5月の始まり！季節はもう夏!! 本格始動!!!

- Change (変革) ,Challenge (挑戦) ,Continue (継続) -

緊急事態宣言下のゴールデンウィーク、いかがお過ごしになられましたか。少し窮屈なゴールデンウィーク、ご家庭で色々工夫をされたことだろうと思います。今朝の子供達、元気いっぱい、笑顔の挨拶が返ってきました。緊急事態宣言下であっても、子供達の元気さは変わりません。子供達の元気が暗雲をはらいのけてくれる感じがします。

さて、昨日5日は二十四節気という「立夏(りっか)」でした。春の気が終わって爽快な夏の気が立ち始める頃、暦の上では夏となりました。季節は大河のようにゆったりと流れ、留まることを知りません。

皆様もご存じのように5月3日は、憲法記念日でした。憲法記念日は、「日本国憲法が施行された日」を記念するものです。実際に施行されたのは1947年5月3日で、その翌年には祝日法により、国民の休日となりました。日本国憲法は、1946年11月3日に公布されました。この日は文化の日となっています。日本国憲法の公布と施行の日が祝日となっています。祝日の成り立ちを調べてみるとおもしろい発見があるかもしれませんね。ところで、この日本国憲法には基盤となっている「三原則」というものがあります。「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つです。1つ目の「国民主権」とは、最終的に国や政治に関する意思決定ができる権利が国民にあるという意味です。もっと分かりやすくいうと、決める時は誰かが勝手に決めるのではなく、みんなで決めましょうということです。2つ目の「基本的人権の尊重」とは、人が生まれたときから持っている権利が「基本的人権」というものです。誰でも生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利を大切にしましょうという意味です。少しその具体的なことを考えると、思想・表現・職業選択などの自由を認める「自由権」、誰もが差別されることなく平等に扱われるという「平等権」、学校で教育を受ける権利などの「社会権」、政治に参加する権利の「参政権」など、人が人間らしく生きるための様々な

権利が含まれています。3つ目の「平和主義」とは、簡単に説明すると、みんなの平和な暮らしを維持するために他の国と戦争をしないということです。そのために、少し堅苦しい言葉で言うと「戦争放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」が定められています。この日本国憲法ができるまでには、多くの人々の命が奪われた戦争というものがありません。二度とこのような悲しく辛い思いをしないためにも、みんながこの日本国憲法に書かれたことを理解していくことはとても大切なことだと思います。日本国憲法は、国民一人一人が安心して暮らすことができる社会にするためにあるということです。このことを踏まえ、日本を学級に置き換えると、日本国憲法の三原則を学校生活に置き換えると、少し身近に考えることができると思います。私もこのことを自分の学級で考えたことがありません。学級の子供達は、この日本国憲法の三原則を自分達の学級に置き換えて考えてくれました。1つ目の「国民主権」は「学級のことはみんなで決める」、2つ目の「基本的人権の尊重」は「学級の一人一人の個性を大切に」、3つ目の「平和主義」は「悲しく辛い思いをする人がなく、争いごとをしない」ということを学級では考えていました。難しいこととは考えずに、自分達のところに置き換えることで、少し身近に考えることができるのではないかと思います。日本国憲法は、大人の私達にとっても大変、意味のある大きなものですが、祝日という機会を通して、少し考えてみることも大切なことではないでしょうか。一度、ご家庭でも話題にしてみてください嬉しく思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の心配な状況は尚も続いています。一人一人が感染症対策をしっかり行い、徹底していくことが重要です。学校でも出来る限りの対策を講じていきたいと考えています。保護者の皆様には、朝の検温等、体調管理について引き続き、ご理解とご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考えると、私達、一人一人がそれぞれ本気になって、感染の拡大防止に努める行動を実行しなければならぬと感じます。自分事としてしっかりと受け止め、捉えなければと改めて思います。中番小学校は、子供達、保護者の皆様、地域の皆様と共に歩んでいきます。